

「上場株券等の取引所有価証券市場外での売買等に関する規則」(公正慣習規則第5号)の一部改正について

平成 16 年 11 月 26 日
日 本 証 券 業 協 会

・改正の趣旨

本協会では、会員が上場株券等の取引所有価証券市場外での売買(以下「取引所外売買」という。)並びにその媒介、取次ぎ又は代理(以下「媒介等」という。)を行う場合には、一定の範囲内の価格で行わなければならないこととしている(当該上場株券の基準価格公表証券取引所において当該上場株券等に係る売買立会が行われていない時間に受けた注文に係る取引所外売買等、一部適用除外あり)。

今般、この価格の制限のうち「準大口注文」及び「大口注文」に係るものについて、基準価格公表証券取引所における直近の売買価格だけでなく最良気配も価格の制限の基準とすることにより、より実勢を反映した価格での取引所外売買及びその媒介等を行うことができるよう、「上場株券等の取引所有価証券市場外での売買等に関する規則」(公正慣習規則第 5 号)の一部について、以下のとおり所要の規定の改正を行うこととする。

(注)基準価格公表証券取引所:上場株券等の取引所外売買に係る基準となる価格を公表する証券取引所

準 大 口 注 文:売買金額が 300 万円超 5,000 万円以下となる一の銘柄の取引所外売買に関する注文

大 口 注 文:売買金額が 5,000 万円超となる一の銘柄の取引所外売買に関する注文

最 良 気 配:最も安い売り気配と最も高い買い気配

・改正の骨子

- ・ 準大口注文に該当する取引所外売買及びその媒介等に係る価格の制限を「基準価格公表証券取引所における、直近の最も安い売り気配と直近の売買価格に 100 分の 103 を乗じた価格とのうちいずれか高い価格と、直近の最も高い買い気配と直近の売買価格に 100 分の 97 を乗じた価格とのうちいずれか安い価格との範囲内の価格」とする。(第 5 条第 1 項第 2 号)
- ・ 大口注文に該当する取引所外売買及びその媒介等に係る価格の制限を「基準価格公表証券取引所における、直近の最も安い売り気配と直近の売買価格に 100 分の 107 を乗じた価格とのうちいずれか高い価格と、直近の最も高い買い気配と直近の売買価格に 100 分の 93 を乗じた価格とのうちいずれか安い価格との範囲内の価格」とする。(第 5 条第 1 項第 3 号)

・施行の時期

この改正は、本協会が別に定める日(平成 16 年 12 月初旬に予定している(株)ジャスダックが証券取引所として業務を開始する日)から施行する。

以 上

「上場株券等の取引所有価証券市場外での売買等に関する規則」(公正慣習規則第5号)
の一部改正について

平成 16 年 11 月 26 日
(下線部分変更)

新	旧
(価格の制限等) 第5条 会員は、顧客又は他の会員から次の各号に掲げる注文を受けたときは、当該各号に定める価格で売買又はその媒介等を行わなければならない。 1 (現行どおり) 2 準大口注文 基準価格公表証券取引所における、<u>直近の最も安い売り気配と直近の売買価格に 100 分の 103 を乗じた価格とのうちいずれか高い価格と、直近の最も高い買い気配と直近の売買価格に 100 分の 97 を乗じた価格とのうちいずれか安い価格との範囲内の価格</u> 3 大口注文 基準価格公表証券取引所における、<u>直近の最も安い売り気配と直近の売買価格に 100 分の 107 を乗じた価格とのうちいずれか高い価格と、直近の最も高い買い気配と直近の売買価格に 100 分の 93 を乗じた価格とのうちいずれか安い価格との範囲内の価格</u> 2 (現行どおり) 付 則 この改正は、本協会が別に定める日から施行する。	(価格の制限等) 第5条 会員は、顧客又は他の会員から次の各号に掲げる注文を受けたときは、当該各号に定める価格で売買又はその媒介等を行わなければならない。 1 (省 略) 2 準大口注文 基準価格公表証券取引所における<u>直近の売買価格の上下3パーセント以内の価格</u> 3 大口注文 基準価格公表証券取引所における<u>直近の売買価格の上下7パーセント以内の価格</u> 2 (省 略)